

昨今の環境変化を踏まえた投資教育の「運営方法」や「新たなテーマ」

確定拠出年金業務部

1. はじめに

コロナ禍をきっかけに生まれた“ニューノーマル”によって、企業や確定拠出年金(以下、「DC」)加入者を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、2022年から2024年にかけてDC法の改正が施行され、個人の資産形成におけるDCの位置づけは、これまでと大きく異なる“大転換期”を迎えていると言えます。

このような環境変化は、DCの投資教育にどのような影響を与えているのでしょうか。

2. 昨今の環境変化と投資教育に与えた影響

それでは、昨今の環境変化について、『コロナ禍』と『DC法改正』の2つを軸に考えていくこととしましょう。

(1) コロナ禍の影響

コロナ禍における世の中の行動変化として、代表的なものが“密を避ける”ことであり、それが経済活動における行動変化として現れたものが“リモートワークの浸透”です。これについては、皆さんもよく実感されていることと思います。

投資教育においても、この行動変化の影響を受けていることが、講習会の実施回数減少の状況から伺い知ることができます。しかし、教育を実施した企業数で見るとコロナ前後で大きな変化はなく、教育ニーズが引き続き高いことがわかります【図表1】。

では、「コロナ禍における世の中の行動変化が投資教育に与えた影響は何か?」と問われれば、「従来の対面・集合型研修中心から非対面教育も含めた運営方法の多様性が求められる時代に急速に変化したこと」が答えと言えるでしょう。

○教育効果への影響

このような運営方法の多様化によって、教育効果がどのように変化したのかを確認しておきましょう。

教育効果を計る目安として様々なものが考えられますが、ここでは、“DCにおいては、長期分散投資の必要性を理解することが投資行動に結びつく”と仮定して、『投資信託の選択割合』を指標として使用することとします。

また、投資教育を初めて受けられる新入社員の皆さんの投資行動で、影響の有無を確認します【図表2】。

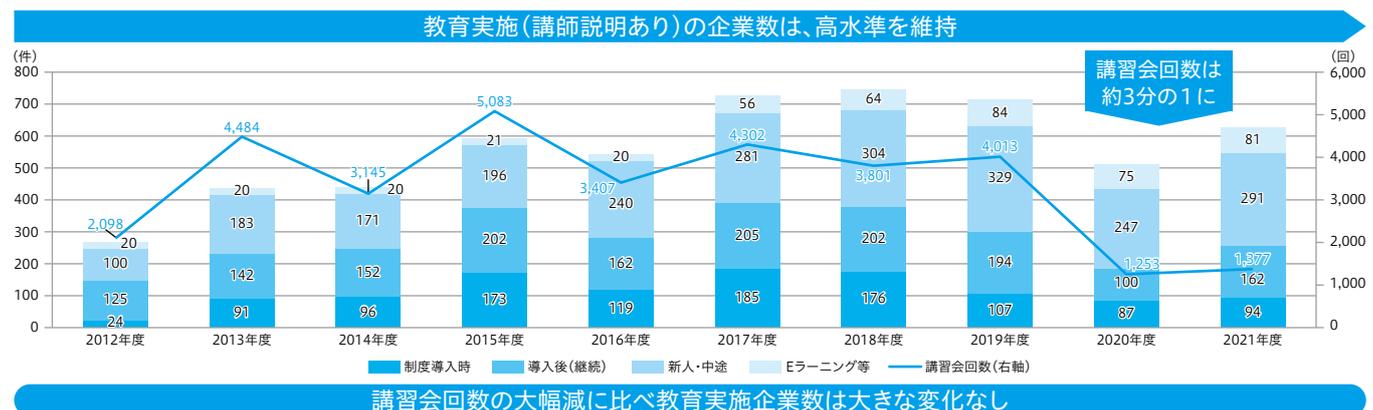
2020年は、新型コロナの感染拡大により投資教育を急遽キャンセルするなどの混乱が見られ、投資教育を十分に行っていないことが原因と思われる投資行動結果が出ています。

しかし、在宅勤務・WEB会議の浸透に伴ってインフラ整備が進んだことや、ウィズコロナでの経済活動に関するノウハウ蓄積などにより、2021年以降は非対面教育を実施する環境が急速に整ってきていると考えられます。

足元の実績では、所謂『WEB講習会』においても、対面教育と遜色ない投資信託の選択割合となっており、運営方法の違いによる影響はないと考えてよいでしょう。

では、教育効果に影響を与えるものとして考えられるものは何でしょうか?

【図表1】 教育実施企業数と講習会回数実績の推移



図表1～3について、弊社調べのデータをもとに図表作成

(2023年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

同じく新入社員の投資行動データから推察されるものは、『講師の説明の有無』による違いです。講師が説明を行う場合は、無い場合に比べて投資信託の選択割合が10%前後も高くなっており、専門スキルを持った講師の説明が効果的であることの証左ではないかと思われます【図表3】。

【図表2】「対面・非対面（WEB講習会）」による変化

投信選択割合 (新入社員)	2020年	2021年	2022年
対面	75%	81%	79%
非対面	74%	81%	79%

対面 vs 非対面 = ほぼ影響なし

【図表3】講師説明あり・なしによる投資信託の選択割合変化

投信選択割合 (新入社員)	2020年	2021年	2022年
講師説明あり	74%	81%	79%
講師説明なし	58%	70%	70%

講師説明 あり vs なし = 影響大

(2) DC法改正の影響

2022年は、DCにおいて大きな法改正が目白押しとなりました【図表4】。

人生100年時代に対応し、加入可能年齢や受給開始年齢の引き上げが行われたほか、個人の資産形成促進のための枠組みとして個人型DC（以下、「iDeCo」）の加入要件緩和などの法改正が行われました。

これらの改正は、当然ながら投資教育の考え方やアプローチに大きな影響を与えるものとなります。

DC創成期においては、退職後のライフプランを考える場合、公的年金の縮小に伴う60歳以降の無年金期間（最大5年）に対して、どのような資金手当てを行うかが大きなテーマであり、公

的年金の補完的な役割として、DCが位置づけられることが一般的でした。

2012年の法改正により、加入者が任意で掛金を上乗せすることができる加入者掛金（マッチング拠出）が解禁され、個人の資産形成（自助努力）への道筋が開かれました。

今回の法改正は、加入者掛金（マッチング拠出）と同等、もしくはそれを超えるインパクトがあり、今後DC（iDeCo）が個人の資産形成におけるプラットフォームとなり得る可能性を示すものといってもよいでしょう。

投資教育においても、60歳乃至は65歳を積み立てのゴールとして、公的年金の不足額を補完するアプローチから、60歳以降も働きながら企業型DCやiDeCoを活用して、積み立て運用するアプローチへの進化が求められていると言えます。

【図表4】2022年以降のDC法改正概要

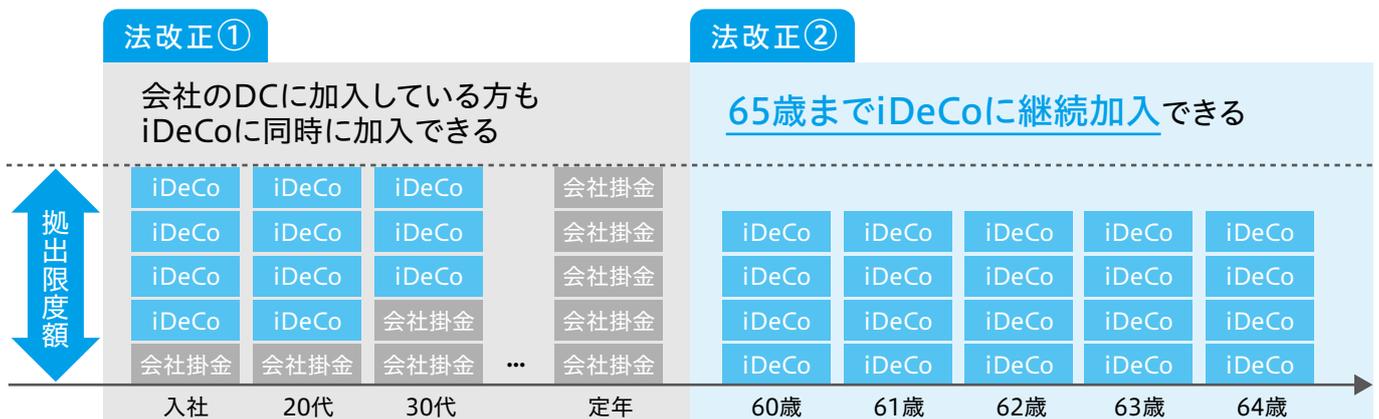
施行時期	項目
2022年4月	受給開始可能年齢の引き上げ
2022年5月	加入可能年齢の引き上げ
2022年5月 (一部2021年4月)	脱退一時金の受給要件の緩和
2022年5月	ポータビリティの拡充
2022年10月	個人型DC（iDeCo）加入要件緩和
2024年12月	DB・DC拠出限度額の一体管理

3.現状の課題から見える新たなテーマ

このように、環境変化が投資教育に与える影響を考える中で、現状の課題とそこから取り組むべき新たなテーマが見えてきました。

先述の2022年法改正のうち、iDeCoの加入要件緩和については、以下の2つの側面があります【図表5】。

【図表5】iDeCo加入要件緩和がもたらす2つの側面



※60歳以降については、原則第2号被保険者のみが65歳までiDeCoの継続加入が可能です。

(2023年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

- ①会社のDCに加入している方もiDeCoに同時に加入できるという現役世代の資産形成に関わる部分
- ②65歳までiDeCoに加入することができる、という60歳以降の資産活用に関わる部分

投資教育の観点では、①『現役世代の資産形成に関わる部分』は、これまでの加入者掛金(マッチング拠出)と同様に、自助努力の選択肢が増えたものとして、従来の延長線上に捉えることができます。

一方、②『60歳以降の資産活用に関わる部分』は、これまでの投資教育ではフォーカスされていなかった部分であり、今回の法改正によって注目度が高まると考えられます。

DCは年金制度であるものの、60歳以降DCを年金で受け取るケースは稀で一時的な選択の方が大多数を占めているのが現状です。

受取方法による税制面の違いをはじめ、様々な要因が考えられますが、60歳以降もDCを活用するための教育が不十分であることも一因と言えるでしょう。

60歳以降もiDeCo等を活用して、働きながら積立・運用を行うことが当たり前となる時代を迎える中で、投資教育に必要とされるテーマとはどのようなものでしょうか。

現役世代における老後資金準備であれば、毎月いくら積み立てるか、何歳までにいくら資金準備するために運用目標利回りを何%にするかということが主なテーマになります。

また、老後以外のライフイベントで必要となるお金も含めて、全体収支を試算するなどの教育を行うことも有効でしょう。

一方、退職後のステージに入ると、これまで準備した資金の取り崩し計画に移る、あるいは当面の資金使途はなく、そのまま運用を継続していく、のいずれかのパターンとなります。特に前者の場合には、如何に資産寿命を延ばすかが重要で、運用しながら取り崩すこと(デキュムレーション)を考える必要があります。

「貯蓄から投資へ」の号令の下、資産形成にかかる教育が注目され、現在も様々なアプローチが進められています。

資産形成あつての資産取崩しであり、資産形成にかかる金融リテラシー向上を喫緊の課題として、このような取り組みを継続的に行うことが必要です。

資産形成への関心が高まれば、デキュムレーションに関する教育がより重要性を増してくることは自然な流れと考えられます。

デキュムレーションに関する教育は、資産形成における教育と比較して、より個性が高く、画一的な教育が難しいと考えられます。

現代社会においては、ライフプランの多様化が進み、資産形成期においても家族状況や生活環境などの違いで各人各様です。ただ、一定の割合で発生し得るライフイベントなどの共通項を見つけることができるため、ある程度の教育の型を作ることは可能と言えます。

それと比べて、資産取崩しの段階においては、自らの資産をどのように取崩し、遺すのかについて考える必要があり、ご本人の意思や健康状態、家族を取り巻く状況など様々な要素を踏まえた助言が必要となってきます。

最近では、「金融ジェロントロジー(老年学)」という言葉を目にするようになりましたが、認知判断能力低下への対策面がフォーカスされることも少なくありません。

もう一つの課題である「資産寿命を延ばす」ことも必要不可欠な要素であり、DC投資教育においても個々人の状況に合わせた対応が必要と考えます。

4.まとめ

政府より「資産所得倍増計画」が発表され、個人資産の「貯蓄から投資へ」の流れに再び注目が集まっています。

しかし、「投資・運用」はあくまで“手段”であり、それを“目的化”すると方向性を見失い兼ねません。

目的は『個人の資産形成』であり、個々人の状況に合わせた積立・運用の選択ができるようにすること。そのために国民の金融リテラシー向上が必須であり、“教育”を行うことが最重要であると言えます。

日本において金融教育の浸透・定着は長年の課題であり、学校教育などの取り組みが行われています。しかし、試行錯誤を繰り返す中で、どのように教育機会を作り、誰が教えるかの明確な答えは見出せていません。

今回の法改正により、企業型DCとiDeCoの同時加入が認められたことで、企業内において個人の資産形成に関する教育機会の重要性がさらに増したと考えられます。

「人的資本経営」や「ファイナンシャルウェルビーイング」など企業を取り巻く環境も変化しており、個人の資産形成のための教育が企業内で本格化していくと想定されます。

様々な環境変化に合わせて進化し続けるDC投資教育は、企業の社員向け資産形成教育の中核を担うポテンシャルを有しており、日本における金融教育の基盤となり得る存在と言っても過言ではないでしょう。

以上